

黒滝村告示第62号

公募型プロポーザル公告

黒滝村寺戸地区 移住定住促進住宅設計等業務について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和4年12月6日

黒滝村長 辻村 源四郎

第1 業務概要

- (1) 業務名 黒滝村寺戸地区 移住定住促進住宅設計等業務
- (2) 業務場所 奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸539-1
- (3) 業務目的 コロナ禍を契機に増加傾向にある、本村での就業を希望する移住者等のために、安心・安全・快適で、周辺環境と調和した移住定住促進住宅の設計等を行う。
- (4) 業務内容 「黒滝村寺戸地区 移住定住促進住宅設計等業務 業務内容等説明書」を参照
- (5) 業務期間 契約締結日から令和5年10月末日まで
- (6) 業務量の目安 7,000,000円（消費税相当額を含む）を限度とする。
なお、工事監理については、別途計上することを予定している。

第2 参加資格

業務の趣旨を十分理解し、円滑に遂行できる者で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 日本国内に営業所または、事業所を有していること。
- (2) 本店および事業所所在地において納税義務が生じた税について滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の

会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかった者とみなす。
- (7) 宗教法人法第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 政治資金規正法第3条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと及び役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (10) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）による建築士事務所登録を行っていること。
- (11) 建築士法等に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (12) 入札参加停止措置要領による入札参加停止の期間中でないものであること。
- (13) この業務を行う期間中、管理技術者1名及び主任担当技術者（建築（総合）1名、電気設備1名、機械設備1名）を配置できること。（管理技術者及び各主任担当技術者は兼務できないものとする。）なお、管理技術者及び建築（総合）主任担当技術者にあつては、一次審査に係る資料の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。
- (14) 管理技術者は、一級、二級、又は木造建築士の資格を有していること。
- (15) 管理技術者は、木造住宅設計業務の実績を有していること。
- (16) 管理技術者又は建築士事務所は、計画及び設計業務等に係る受賞歴を有していること。

第3 委託事業者の特定手順

委託事業者は、次に示す手順によって特定する。

(1) 担当部局

〒638-0292 奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地

黒滝村林業建設課 北村、森本

TEL : 0747-62-2031

Email : kuro_k@vill.kurotaki.lg.jp

(2) 業務内容等説明書等の交付期間、交付場所等

① 交付資料：

業務内容等説明書、黒滝村史（一部抜粋）、参加表明書（様式1、2）、質問書（様式3）、評価基準（別紙1、2）、周辺関係地図等、黒滝村総合計画及び国庫補助要綱

② 交付期間：令和4年12月6日（火）から令和4年12月16日（金）まで 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで ただし、土曜日及び日曜日を除く

③ 交付場所・方法：第3（1）に同じ又は黒滝村ホームページからダウンロード <https://www.vill.kurotaki.nara.jp/guide/bid/>

(3) 一次審査

一次審査は非公開で行うものとし、次の事項により二次審査に進むヒアリング事業者を3者特定する。なお、審査員は提出書類をもとに審査し、応募者の氏名、所属その他の応募者を特定する情報を持たないものとする。

① 一次審査に係る資料の提出について

- ・ 提出物：参加表明書／様式1～2（A4判縦型片面）
- ・ 提出期限：令和4年12月6日（火）から令和4年12月16日（金）まで
- ・ 提出先：「第3（1）」に同じ
- ・ 提出方法：提出物1部を書留郵便による郵送とし、令和4年12月16日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

② 参加表明書の提出に係る留意事項

- ・ 文字サイズは10.5ポイントを標準とする。
- ・ 管理技術者は様式2-1、各主任担当技術者は様式2-2にそれぞれ記載し、計4枚提出する。

③ 参加表明書を作成するにあたっての質問の受付及び回答

- ・ 提出物：様式3
- ・ 提出期限：令和4年12月12日（月）午後5時まで
- ・ 提出先：「第3（1）」に同じ
- ・ 提出方法：提出物のデータ形式をPDFにし、E-mail で提出後、電話にて受信の確認をすること。また、メールの件名は「黒滝村寺戸地区 移住定住促進住宅の参加表明に関する質問」と記載すること。
- ・ 回答方法：質問があった場合は、令和4年12月15日（木）正午までに、質問及びそれに対する回答を黒滝村ホームページにおいて公表する。

④ ヒアリング事業者の特定方法

- ・ 提出された参加表明書に基づいて、「黒滝村寺戸地区 移住定住促進住宅設計等業務 事業者選定審査会」において、別紙1「ヒアリング事業者を特定するための評価基準」のとおり審査を行う。
- ・ 評価点が高い者から順に原則3者を特定し、二次審査を実施する。なお、参加表明書を提出した者が3者に満たない場合は提案者数とする。
- ・ ヒアリング事業者として特定された者及び特定されなかった者については、令和5年1月4日（水）までにそれぞれ書面で通知する。

⑤ その他

- ・ 虚偽の記載をした場合は、本業務への参加表明を無効とする。
- ・ ヒアリング事業者に特定された者は、参加表明書に記載された予定管理技術者及び各主任担当技術者を本業務に配置するものとする。
- ・ 参加表明書提出期限後における記載内容の追加及び変更は、原則として認めない。
- ・ ただし、参加表明書に記載した予定管理技術者及び各主任担当技術者が病休、死亡、退職等のため、やむをえず変更を行う場合は、変更が必要となった理由および変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、同等以上の技術者であるという発注者の了解を得なければならない。

(4) 二次審査

ヒアリング事業者として特定された者に対し、次の事項により二次審査を行う。なお、審査員は提出書類をもとに審査し、応募者の氏名、所属その他の応募者を特定する情報を持たないものとする。

① 二次審査に係る資料の提出について

- ・ 提出物：技術提案書（プレゼン資料）及び参考見積書
- ・ 提出期限：令和5年1月25日（水）午後5時まで
- ・ 提出先：「第3（1）」に同じ
- ・ 提出方法：提出物2部及び提出物の電子データ（CD-R）1個にて、郵送（必着）
※ 技術提案書は筒状の梱包材を使用して郵送すること。

② 技術提案書の作成内容

本業務にどのようにして取り組むかについて、本公告、業務内容等説明書等を考慮の上、黒滝村の歴史や特徴等を踏まえて、下記の事項等を技術提案書（A2版横型片面）1枚にまとめて作成する。

- ・ 業務の実施体制
- ・ 業務の実施フロー及び工程計画
※ 開始時期は令和5年2月初旬、完了時期は令和5年10月下旬とする。
- ・ 木造住宅のあり方
- ・ 周辺環境と調和した住環境のあり方

③ 技術提案書の様式及び提出に係る留意事項

- ・ 文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述する。
- ・ 文字サイズは11ポイント以上を標準とする。
- ・ 文章を補完するための、必要最小限のイラスト、写真、パース図等は使用して構わないが、説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。
- ・ 技術提案書は本業務への取り組み方法等について提案を求めるものであり、成果の一部（具体的な図面、模型写真及び透視図等）の提出を求めるものではない。
- ・ 技術提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ・ 二次審査を理由とした職員等に対するヒアリング、写真撮影が許されない場所での写真撮影及び通常の原因において立ち入ることが想定されない場所への立ち入り等を禁止する。
- ・ 具体的な製品名の記載は行わないこと。また、特定の企業名（ヒアリング事業者含む）や人が限定される記載は行わないこと。

④ 参考見積書の提出に係る留意事項

- ・ 業務内容等説明書「第六 業務内容」に記載されている業務に要する費用について記載すること。
- ・ 業務量の目安としている限度額を超えている場合、若しくは業務内容等説明書「第六 業務内容」に記載されている業務に対応する、見積項目が不足している場合については、特定しない。

⑤ 二次審査に係る資料を作成するにあたっての質問の受付及び回答

- ・ 提出物：様式3
- ・ 提出期限：令和5年1月16日（月）午後5時まで
- ・ 提出先：「第3（1）」に同じ
- ・ 提出方法：提出物のデータ形式をPDFにし、E-mail で提出後、電話にて受信の確認をすること。また、メールの件名は「黒滝村寺戸地区 移住定住促進住宅の二次審査資料に関する質問」と記載すること。
- ・ 回答方法：質問があった場合は、令和5年1月19日（木）正午までに、質問及びそれに対する回答を黒滝村ホームページにおいて公表する。

⑥ 優先交渉権者の特定方法

ヒアリング事業者に対して、提案内容の質疑及び補足説明等を求めるため、ヒアリングを実施する。審査員は、「黒滝村寺戸地区 移住定住促進住宅設計等業務 事業者選定審査会」において、別紙2「優先交渉権者を特定するための評価基準」のとおり審査を行う。一次審査の評価点と二次審査の評価点の合計で、最も高得点を獲得した者を優先交渉権者として特定する。なお、優先交渉権者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

- ・ ヒアリング日時：令和5年1月30日（月）13：30～
- ・ 場 所：黒滝村役場2階会議室
- ・ 出席者：予定管理技術者1名と予定主任技術者1名の最大2名に限る
- ・ ヒアリング時間：プレゼンテーション（20分）、質疑応答（20分）

※ 上記の事項は現段階での予定であり、詳細についてはヒアリング事業者の特定通知と同時に通知する。

優先交渉権者として特定された者及び特定されなかった者については、令和5年2月2日（木）までにそれぞれ書面で通知する。

⑦ その他

- ・ ヒアリング事業者として特定された者に対しては、その費用として各社に10万円(税込)を支払うものとする。ただし、委託事業者へは支払わない。

- ・ 技術提案書は返却しない。
- ・ 提出された技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ・ 技術提案書提出後も、随意契約の相手方として特定されるまでは、いつでも辞退することができる。また、辞退したことを理由として、以後、不利益な取扱を受けるものではない。
- ・ 業務内容等説明書等により知り得た情報は、技術提案書等の作成以外に使用してはならない。

(5) 黒滝村寺戸地区 移住定住促進住宅設計等業務 事業者選定委員会

委員長：アルセッド建築研究所 代表取締役 副社長 大倉 靖彦

委員：奈良県立大学 地域創造学部教授 佐藤 由美

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局

住まいまちづくり課 課長 原口 統

黒滝村林業建設課 課長 中西 勝己

ヒアリング事業者及び優先交渉権者の非特定通知理由に関する事項

- ① 非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く）以内にその理由の説明を求めることができる。
- ② 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く）以内に書面（非特定理由説明書）により回答する。
- ③ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付方法は以下のとおりである。
 - ・ 受付方法：持参または郵送（任意様式）
 - ・ 受付場所：「第3（1）」に同じ
 - ※ 持参の場合：開庁日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
 - ※ 郵送の場合：一般書留または簡易書留に限る

(6) その他

- ・ 本業務の履行にあたっては、別途作成する特記仕様書によるものとする。なお、特記仕様書は、業務内容等説明書及び特定された技術提案書等に基づき、後日委託事業者により作成することとし、その特記仕様書に基づき契約することとする。